

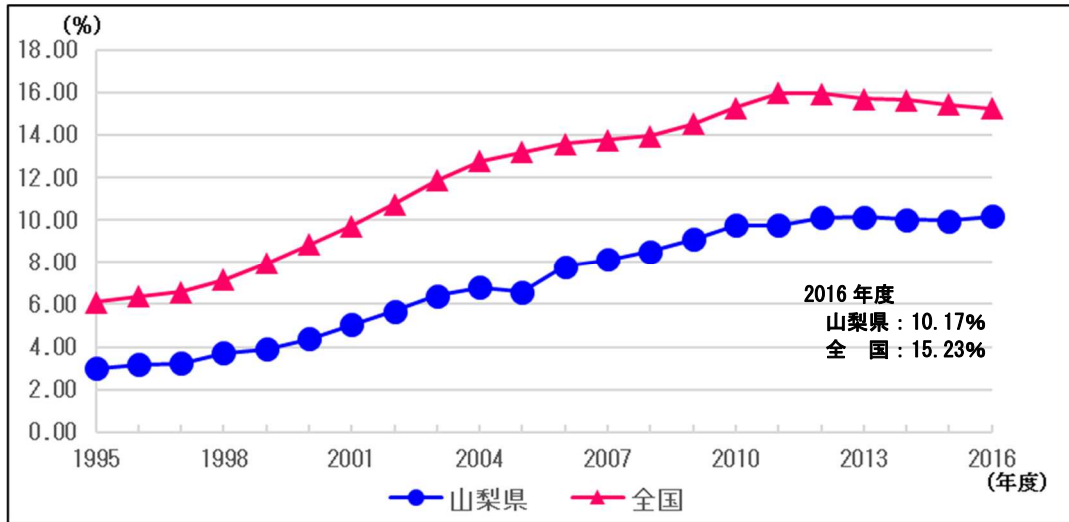
⑱ 就学援助率の推移

本県の就学援助率は、生活保護の保護率と同様、全国よりも低いものとなっており、2016（平成28）年度では、山梨県が10.17%、全国は15.23%となっています。

本県の就学援助率は、1995（平成7）年と比べ増加していますが、近年は、横ばいとなっています。

※就学援助率：小・中学生で経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている者の割合。

図 19 就学援助率の推移（山梨県・全国）

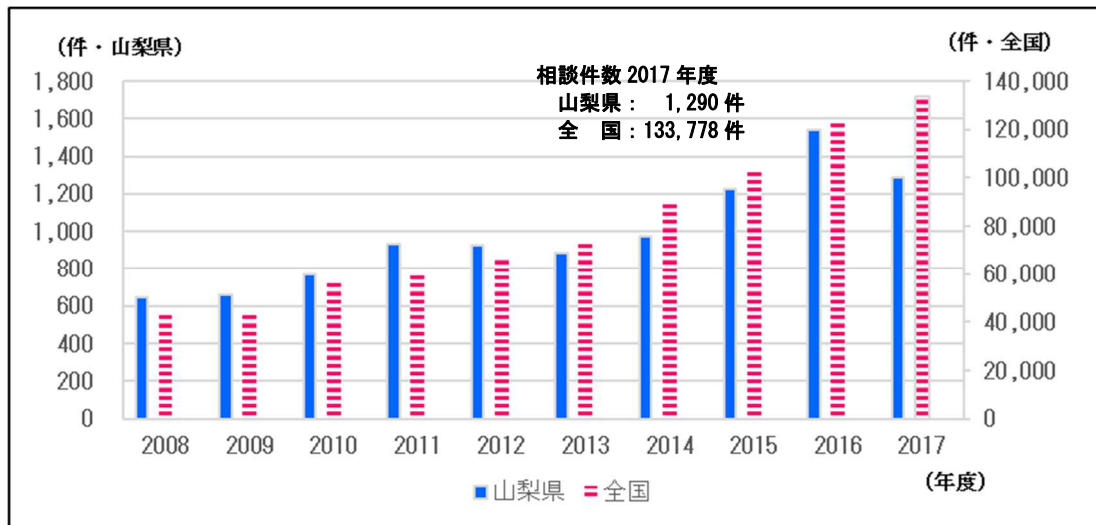


出典：「就学援助実施状況等調査」（文部科学省）を基に山梨県作成

⑳ 児童虐待相談件数の推移

本県の児童虐待の相談件数は、全国と同様に増加傾向にあり、2017（平成29）年度は1,290件と前年より減少したものの、依然として多い状況にあります。

図 20 児童虐待相談件数の推移（山梨県・全国）



出典：「山梨県子ども福祉課提供資料」（山梨県）



まとめ（地域を取り巻く環境）

- ・今後、世帯数の減少が見込まれる中、単身世帯数の割合は増加し、2040年には35.4%が単身世帯になるものと見込まれます。
- ・本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯が過半数を超えており、2017（平成29）年度では3,254世帯（58.1%）となっています。
- ・単身世帯数の割合の増加や介護職員の不足、被保護世帯の高齢化、外国人の増加などを背景に、地域でのつながりの希薄化や介護、子育て、生活困窮、異文化の受入などの複合的に複雑化した課題等への対応が必要となります。

2. アンケート調査

本県の地域福祉を推進する上で、地域福祉に関する現状を把握するため、次のとおりアンケートを実施しました。

『やまなしの地域福祉に関するアンケート』

(1) 調査時期

令和元年 5 月 22 日 (水) ～6 月 5 日 (水)

(2) 調査方法

県政モニターアンケート
郵送及びインターネット

(3) 調査対象

県内に在住している満 18 歳以上の者から無作為抽出により 1 年を任期として選出

モニター数：392 人（郵送 228 人、インターネット 164 人）

(4) 回収結果

回答数：326 人（郵送：190 人、インターネット：136 人）

回答率：83.1%（郵送：83.3%、インターネット：82.9%）

(5) その他

(S A)：単一回答 (Single Answer)

(M A)：複数回答 (Multi Answer)

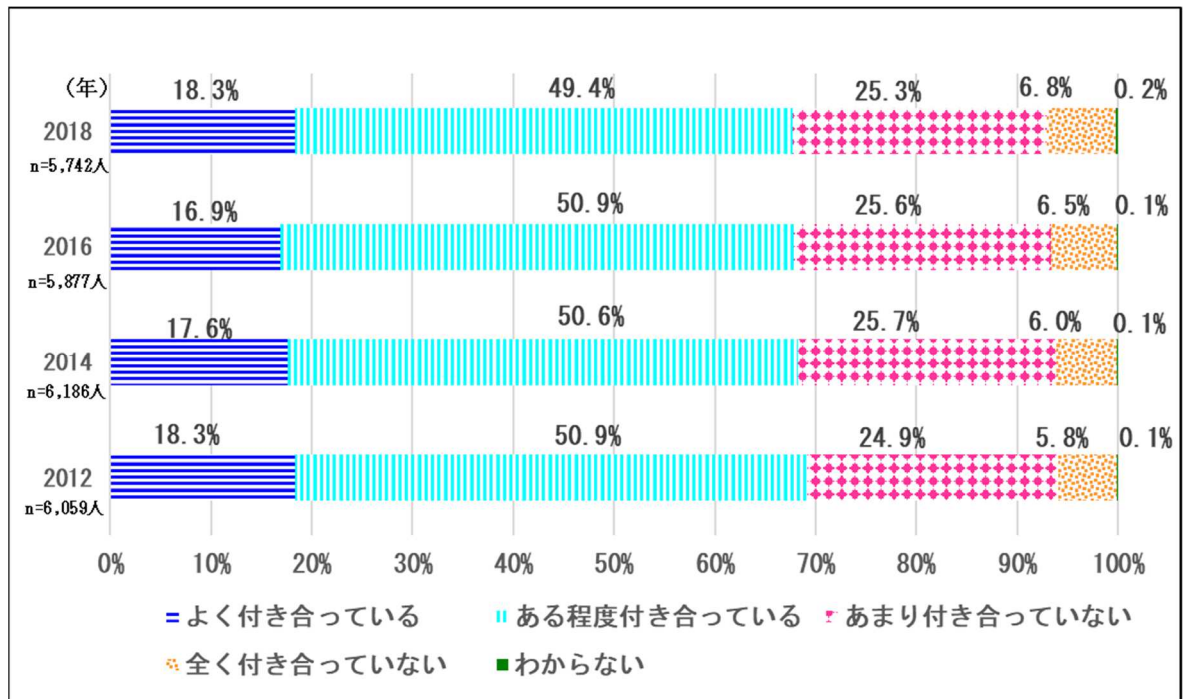
n：回答者数 (number)



(6) 調査結果の概要

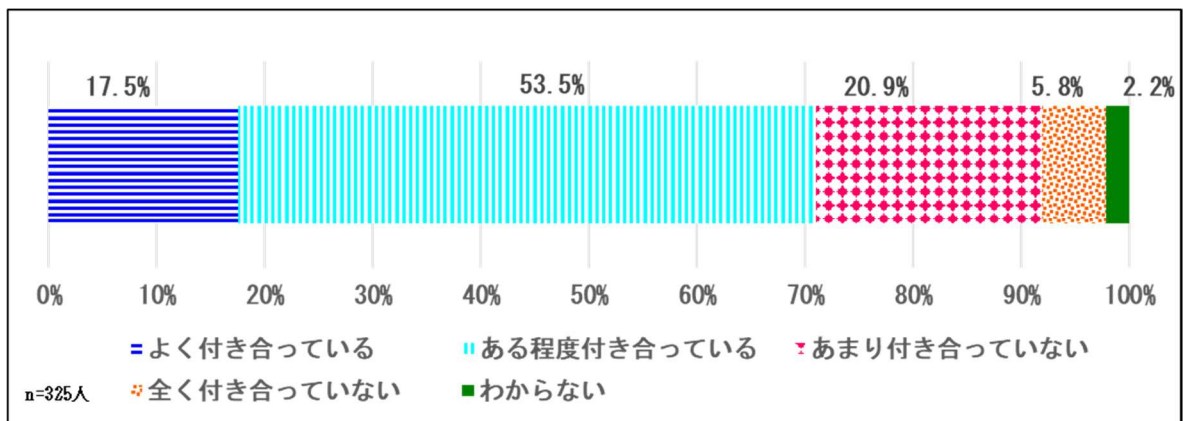
○現在の地域での付き合いの程度（S A）

- ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、「付き合っている」と回答した者の割合は、本県の方が全国よりも3%程度高くなっています。
- ・ 一方、「付き合っていない」と回答した者の割合は、本県の方が全国よりも5%程度低く、地域での付き合いが多いと推測されます。



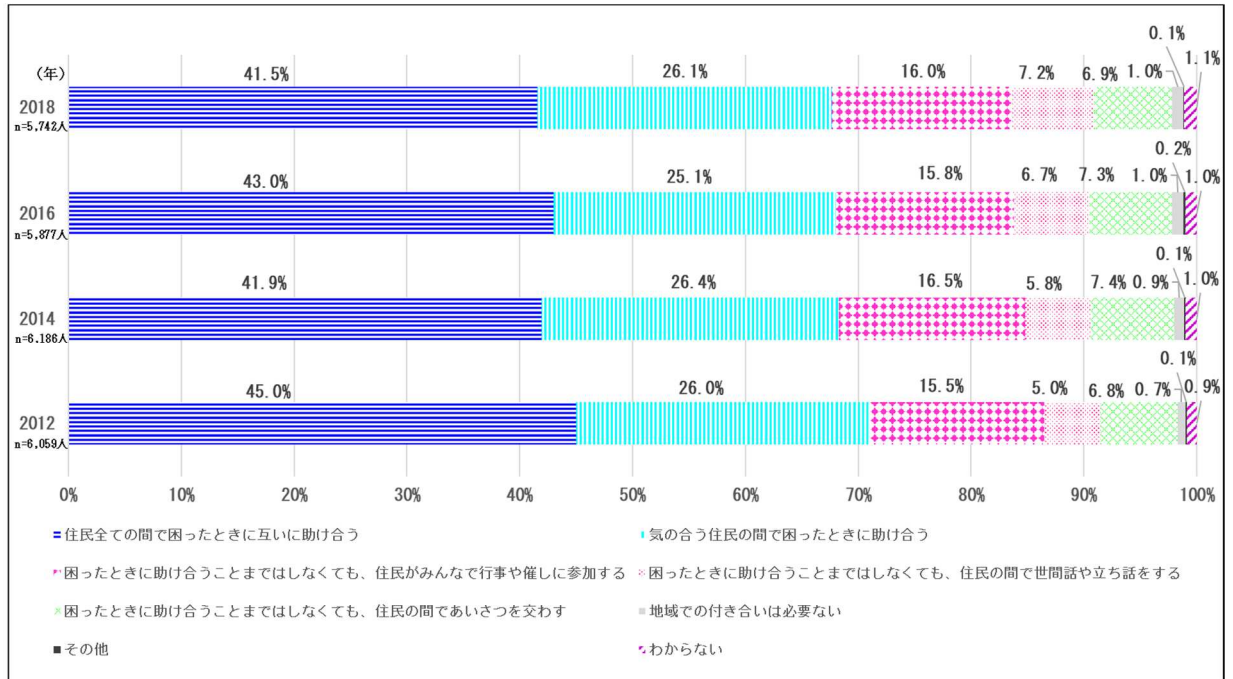
出典：「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

(本県)



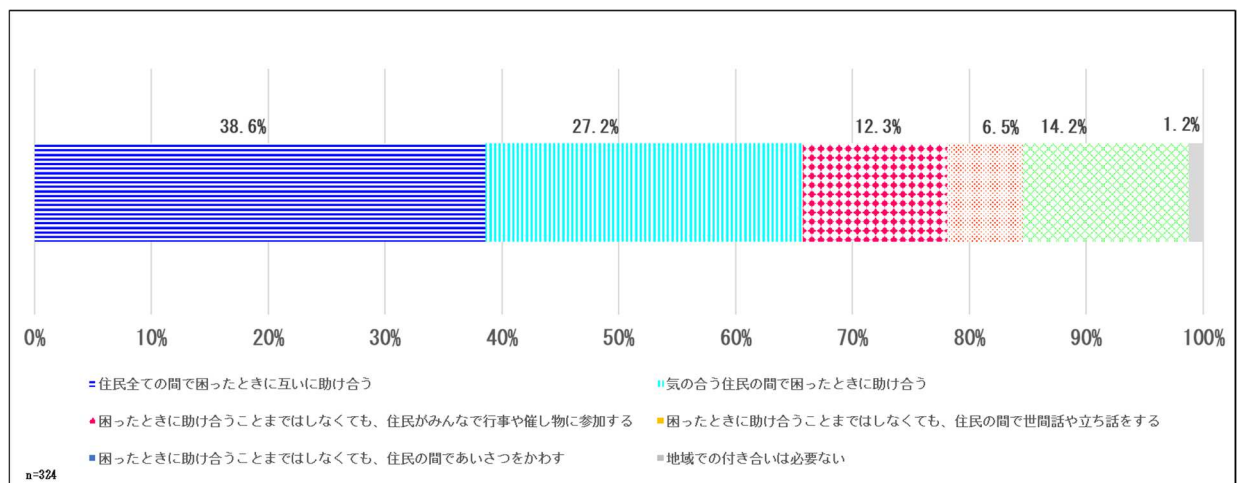
○望ましい地域での付き合いの程度（SA）

- ・ 内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』と本県が実施した県政モニターアンケートの結果を比較すると、本県及び全国ともに「困ったときに付き合う」と回答した者が最も多く、その割合は同程度となっています。
- ・ 「地域での付き合いは必要ない」と回答した者の割合は、本県及び全国とも約 1% となっており、地域での付き合いが重要であるという共通した意識が表れています。



出典：「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

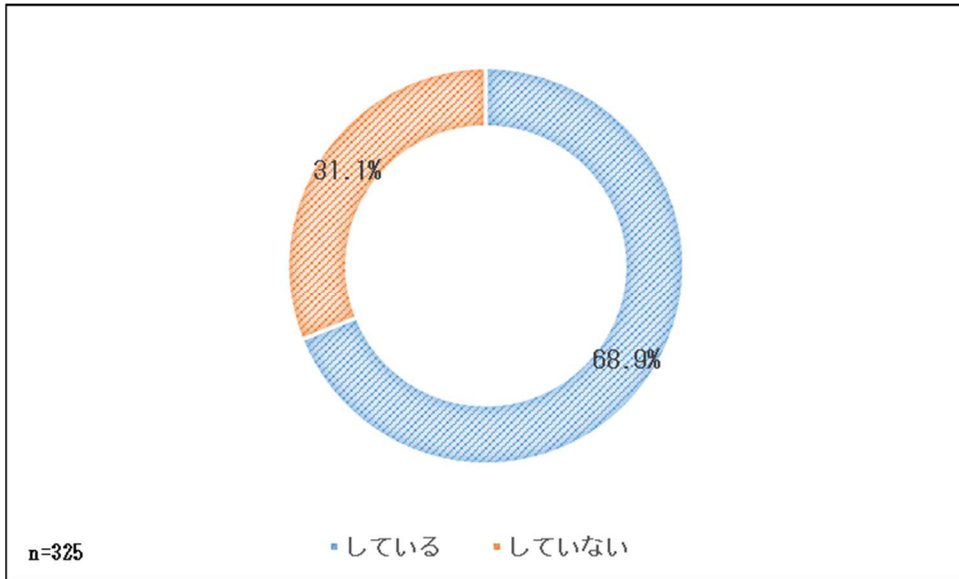
（本県）





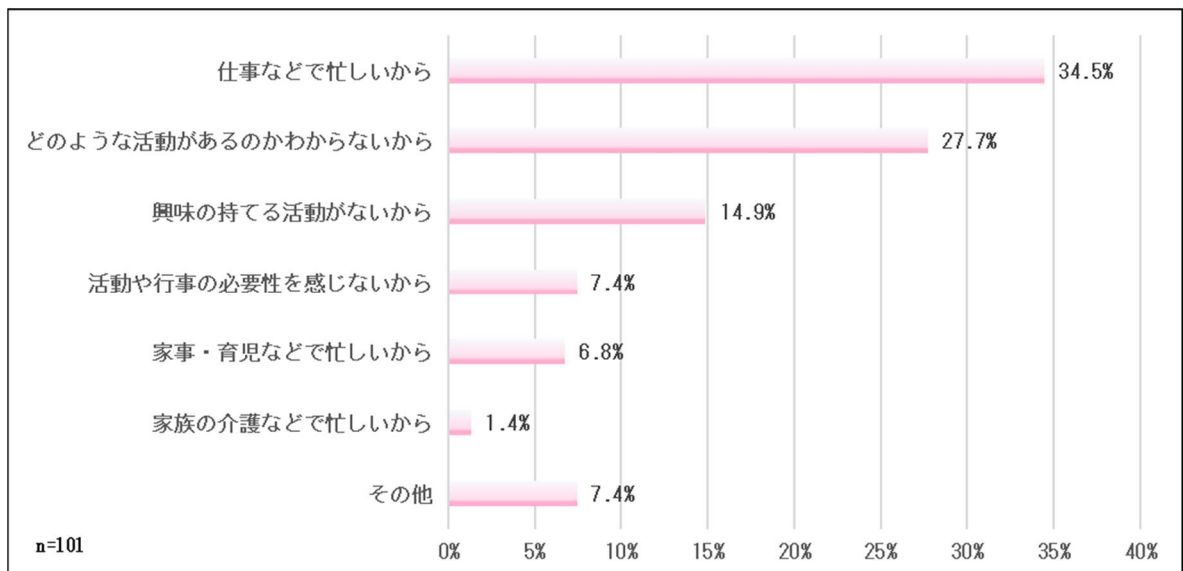
○地域活動や地域の行事への参加（SA）

- ・ 「している」が68.9%、「していない」が31.1%となっています。

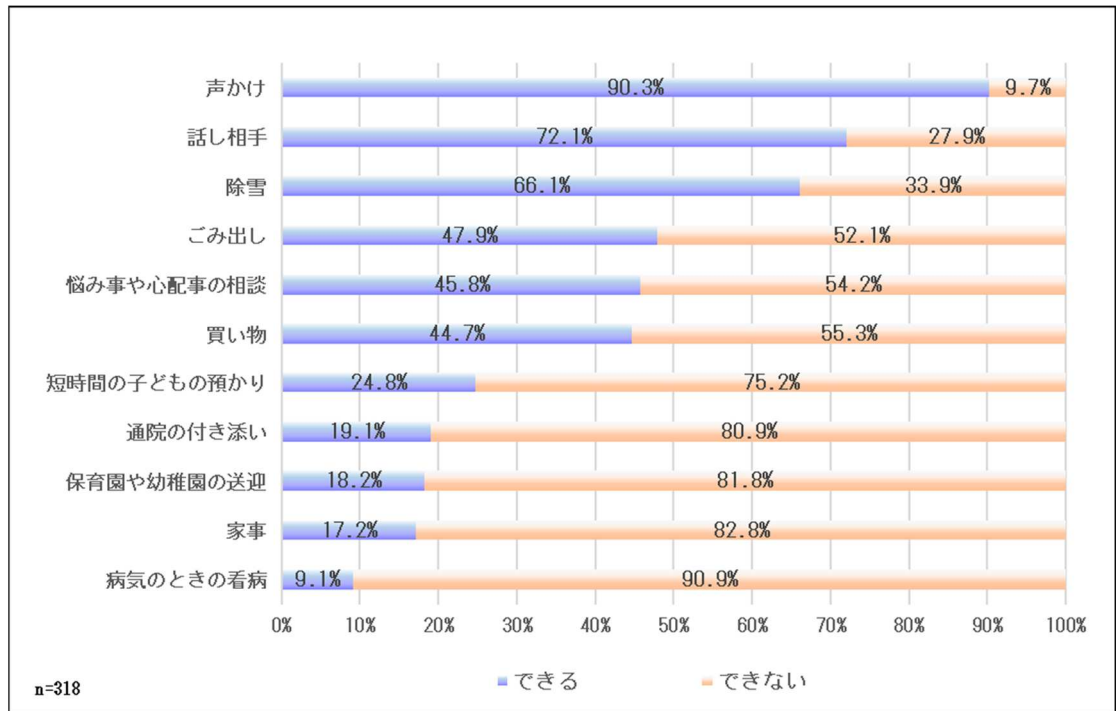


○地域活動や地域の行事に参加しない理由（MA）

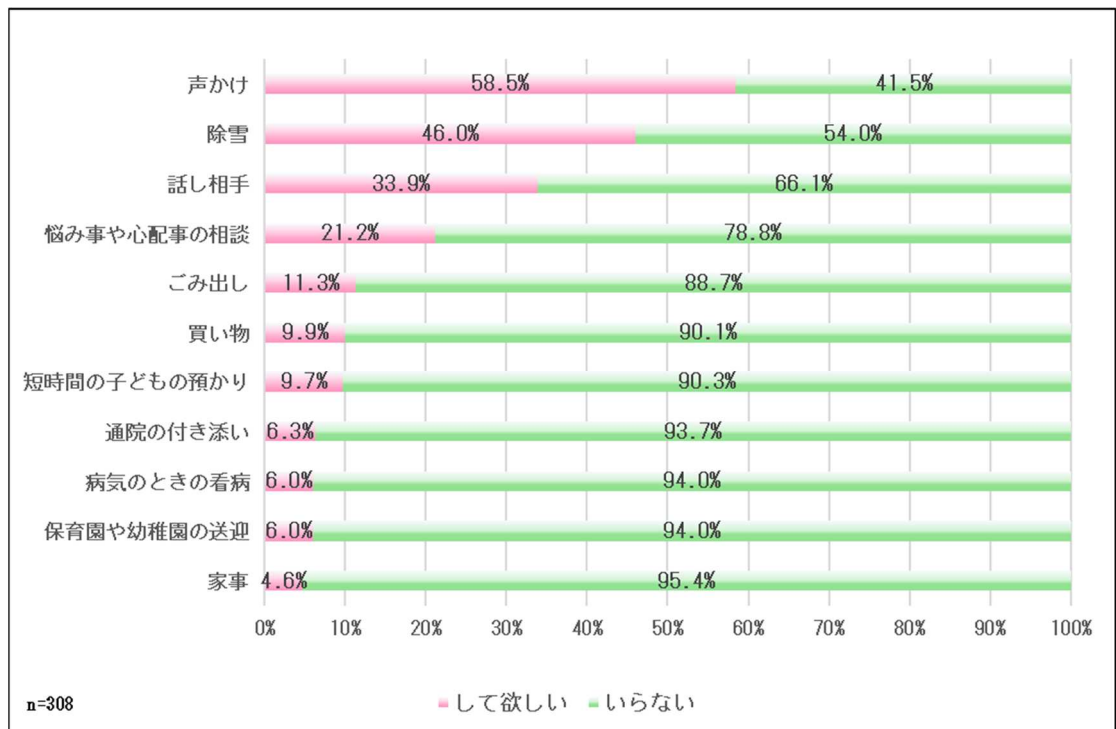
- ・ 地域活動や地域の行事への参加について、「していない」と答えた方にその理由をたずねたところ、「仕事などで忙しいから」が最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからないから」、「興味の持てる活動がないから」の順となっており、今後、地域活動等の行事への参加を希望する人の障壁を取り除く必要があります。



○隣近所で困っている人がいる場合、手助けできること（SA）



○隣近所の人に手助けして欲しいこと（SA）

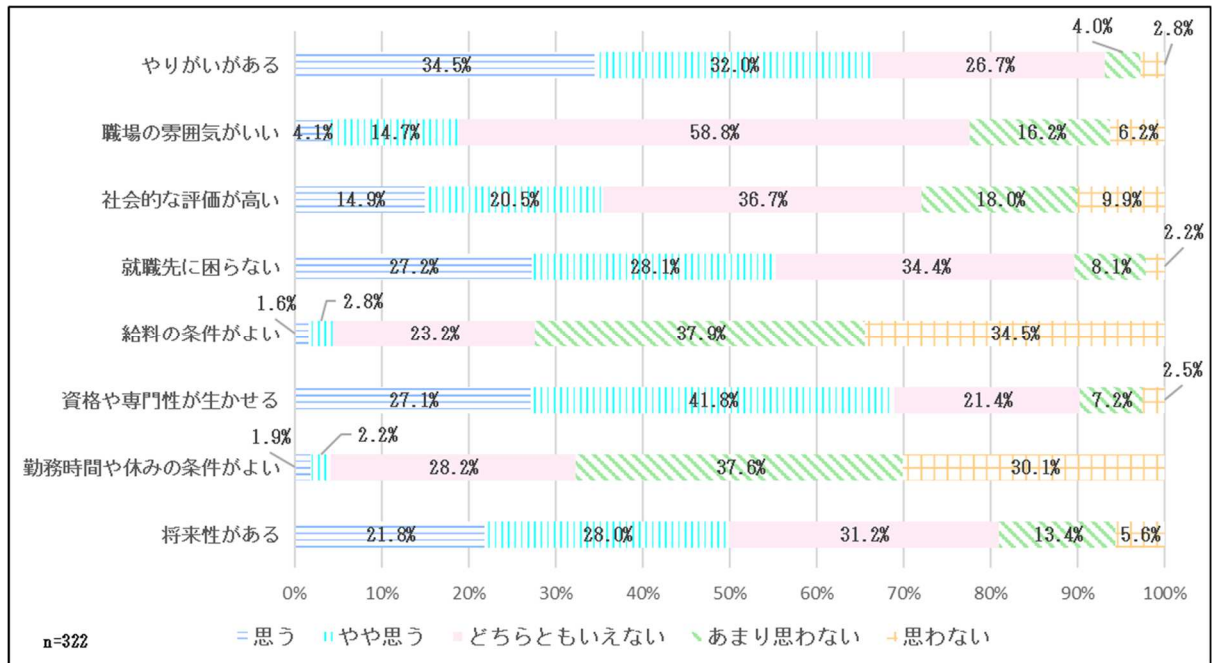


- ・ 隣近所の人困っている場合は、手助けする一方、自分が困っている場合は、手助けは不要と回答する者の割合が多い傾向にあります。



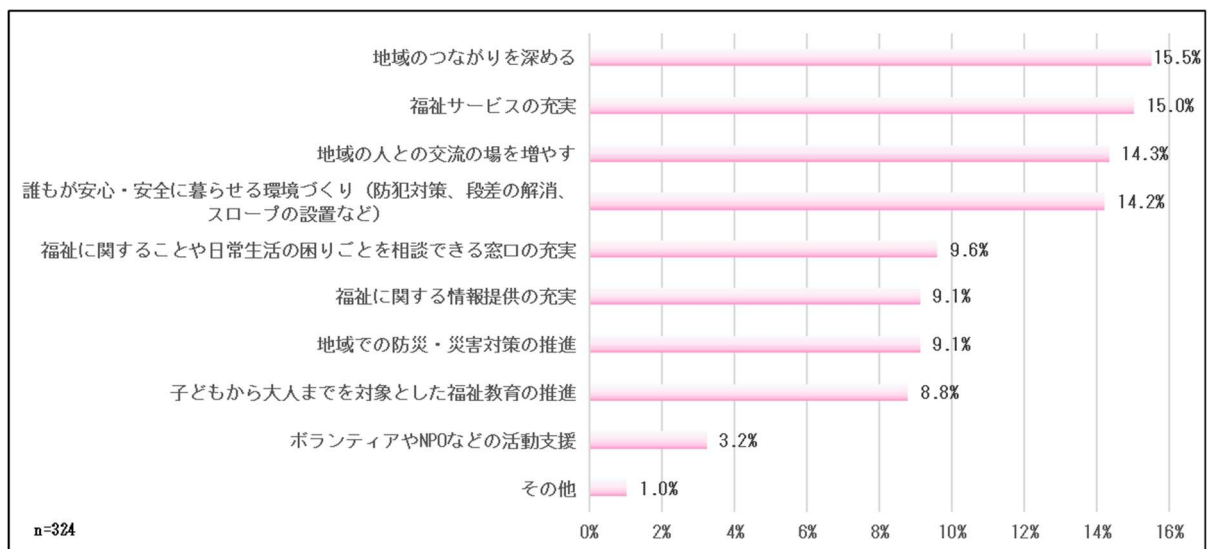
○福祉や介護の仕事に対する考え（SA）

- 「勤務時間や休みの条件」や「給料の条件」について、「よいと思う」とする者の割合が低い一方、「資格や専門性が生かせる」や「やりがいがある」については、「思う」とする者の割合が高いことから、関係機関とも情報を共有し、人材の確保に向けた対策を講じる必要があります。



○地域での暮らしをより良いものにするために必要なこと（MA）

- 「地域のつながりを深める」や「福祉サービスの充実」、「地域の人との交流の場を増やす」につなげる施策などを検討する必要があります。



『地域福祉に関する市町村アンケート』

(1) 調査時期

令和元年6月13日(木) ～ 6月28日(金)

(2) 調査対象

市町村

(3) 調査方法

電子メール

(4) 回収結果

27市町村

(5) その他

(SA) : 単一回答 (Single Answer)

(MA) : 複数回答 (Multi Answer)

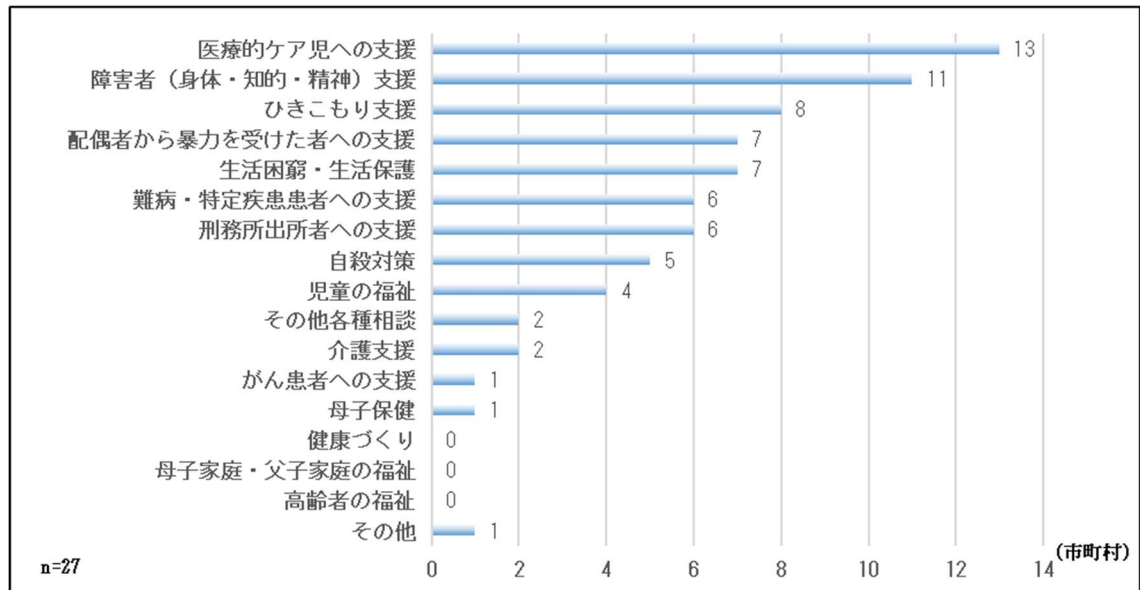
n : 回答者数 (number)



(6) 調査結果の概要

○単独の市町村では解決が難しい分野又は複数の市町村が一体となって対応が必要な分野（MA）

- ・ 「医療的ケア児への支援」や、「障害者（身体・知的・精神）支援」、「ひきこもり支援」など障害福祉に関する分野が多く、主な理由は専門的施設や専門人材の不足などとなっていることから、関係機関等と情報を共有し、適切な対応策を検討する必要があります。



第3章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

【国の動向】

国では、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）を策定し、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとともに、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図ることとしています。

そして、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置や社会福祉法の改正などにより、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させ、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等を図ることとしています。



【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】

県では、広域的な立場から市町村地域福祉計画の策定や、計画に基づく取組を支援するとともに、市町村や関係機関などと連携し、地域住民が地域の課題に取り組みやすい環境づくりを推進します。

また、単独の市町村では対応することが困難な課題などの解決に向けて、庁内外の関係機関と連携して対応するとともに、地域福祉を支える人材の確保・育成や地域福祉を支える基盤整備などに取り組むことを基本方針とします。

本計画は、2018（平成 30）年に施行された改正社会福祉法の考え方に従い、次の事項を一体的に定める内容とします。

《 取り組むべき施策の内容 》

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言などに関する事項

2. 計画の基本目標

“ 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ”

地域社会は、高齢者や子ども、障害のある人・ない人等、多様な人々で構成されています。

近年、福祉ニーズは、多様化・複雑化しており、複数分野の課題を抱える方に対しては、横断的かつ包括的な対応が求められています。

また、家庭や地域のつながりの希薄化や子どもの貧困、ひきこもり、高齢者等の社会的孤立など地域社会が抱える課題も顕在化しています。

こうした課題を解決し、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするためには、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合うことが必要であり、また、県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく地域共生社会を実現していくことが重要であることから、国の動向や本県の地域福祉における現状や課題を踏まえ、地域福祉を推進する上で、

” 安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり ” を本計画の基本目標とします。



3. 取組主体ごとの役割

これからの地域福祉の推進は、行政機関の取組とともに、地域住民自らの活動や民間の活動が欠かせないものとなっています。

地域では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、民間企業や地域の住民で構成されるボランティア団体・NPOなど数多くの、多様な組織や団体が福祉に関する活動を行っています。

民間の活動は、行政機関の公的サービスでは対応が困難なニーズへの対応や民間ならではの柔軟な発想による取組を実施できるため、地域福祉を推進する上で大きな力となっており、今後とも行政と連携しながら多様なサービスを機動的かつ弾力的に提供していくことが期待されています。

(1) 地域住民

地域福祉の推進には、地域住民の参加と行動が不可欠です。福祉サービスの利用者としてだけでなく、自らが支え合い助け合いの担い手として、あるいはサービスを提供する側としても積極的に関わっていくことが必要です。

【役割】

地域における様々な課題を主体的に捉え、ボランティアやNPO活動など地域における様々な活動に積極的に参加し、地域を構成する一員として地域課題の解決を図っていくことが求められます。

(2) 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。また、ボランティアやNPO活動に関する普及・啓発を推進し、市町村とともに地域住民等が自ら地域生活課題を把握し、解決する取組を支援しています。

【役割】

地域において住民に密着した活動を行うとともに、市町村や関係機関との協働による地域における福祉サービスのコーディネーターとしての役割が求められます。

(3) 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の取組に対して、様々な助言や支援を行うとともに、全県を包括する組織として、県や関係機関等と連携し、広域的・専門的な事業を展開しています。

【役割】

福祉サービスを支える人材の確保・養成、新たな福祉課題に対する対応などの役割を果たすことが求められます。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民の生活状況や、児童及び妊産婦を取り巻く環境等を把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行っています。

【役割】

住民の意識の啓発や活動を様々な面で支援していくとともに、災害時における避難行動要支援者の把握や、地域住民と行政との橋渡し役として、地域のニーズを行政に適切につなぐことが求められます。

(5) 社会福祉法人

社会福祉法人は、高齢者や子ども、障害者、生活困窮者など利用者の立場に立った福祉サービスを提供しています。

【役割】

公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上などを図るとともに、地域で行われる勉強会への講師の派遣や実習の受け入れ等を通して、地域における多様な福祉サービスの提供者としての役割が求められます。

(6) ボランティア・NPO

それぞれの専門的な知識や技術を活かし、地域福祉の充実に関する学習機会の提供など、地域社会に開かれた活動や積極的な社会貢献活動を展開しています。

【役割】

地域における様々な課題やニーズを的確に把握するとともに、日々の活動を通してその能力の向上に努めることや活動分野の専門性を高めることが求められます。

(7) 企業等

地域社会の一員として、それぞれが持つ専門性や特殊性を活かし、見守り活動など地域の多様な課題の解決に向けた取組に積極的に参加しています。

【役割】

地域住民に雇用を提供する雇用創出や、仕事と子育てや介護、地域活動などを両立できるような職場環境を整備することが期待されます。

(8) 市町村

市町村地域福祉計画の策定等を通じて、地域福祉を計画的に推進するとともに、住民やボランティア・NPOとの協働等を通じて、地域の課題を把握し、地域の実情に応じた取組を展開しています。

【役割】

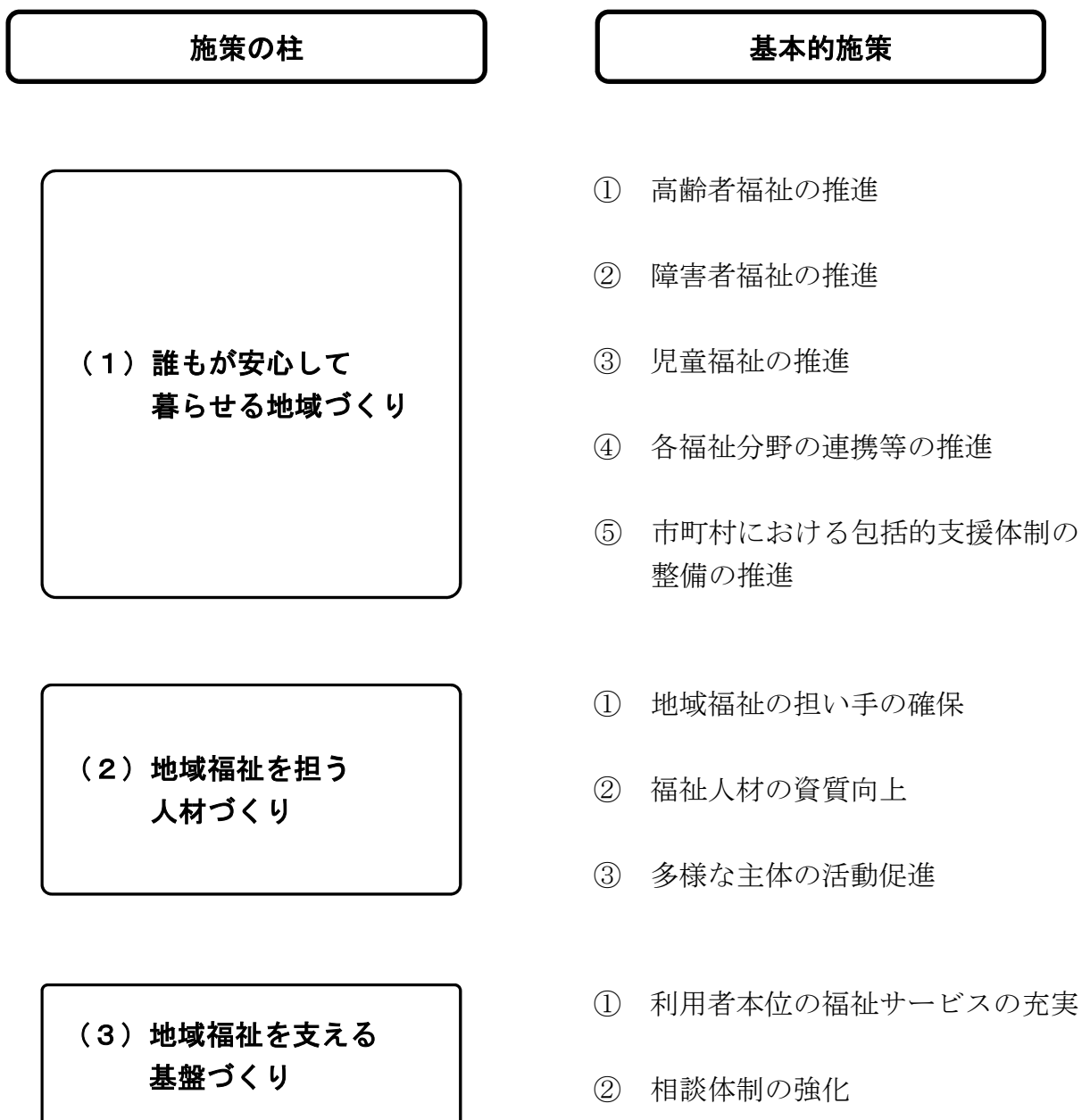
地域の様々な主体と連携し、地域における包括的な支援体制を整備するとともに、福祉分野だけでなく行政内部でも横の連携を図り、住民の地域福祉活動が円滑に進むよう支援していくことが求められます。

第4章 具体的な施策

1. 施策体系

地域福祉の現状や課題、基本的な考え方などを踏まえ、施策の柱及び基本的施策を整理すると、次のようになります。

施策体系図



2. 施策の柱

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

【課題】

人口減少や急激な少子・高齢化、地域でのつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立や世帯単位で複数分野の課題を抱えるケース、個々の課題が絡み合ったケースなどが顕在化しています。

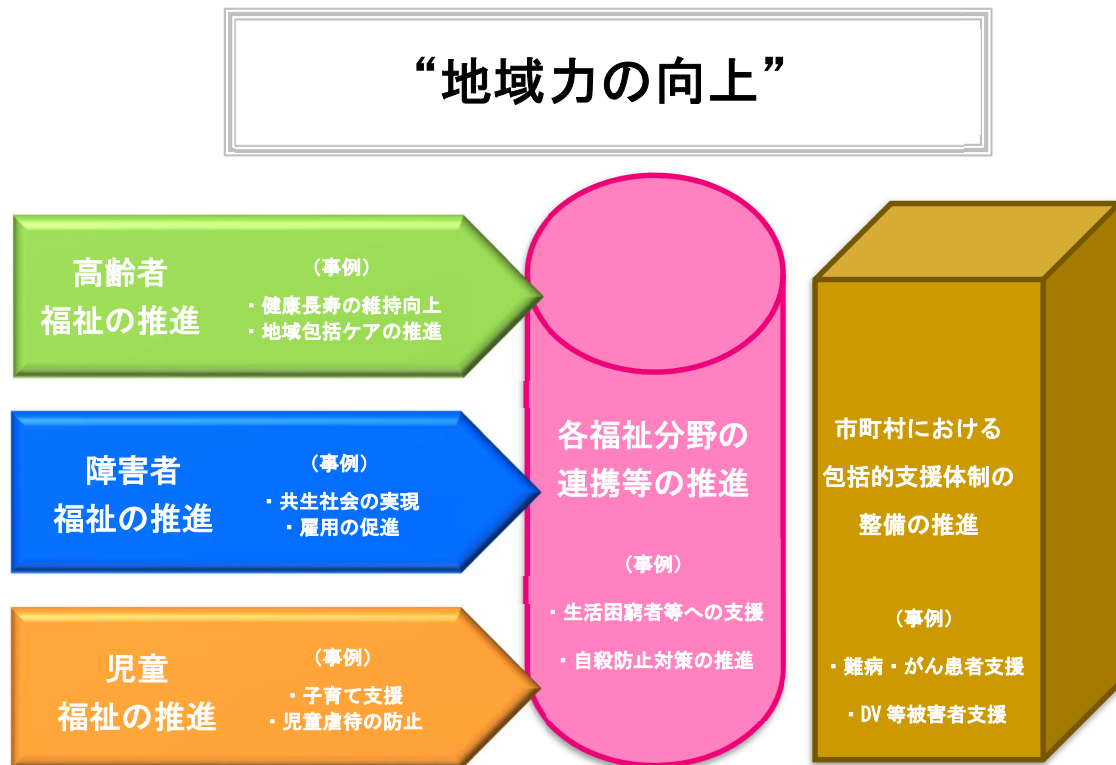
また、『8050問題』や『ダブルケア』、家族の介護や失業・病気などをきっかけとして経済的に厳しい状況に陥るケースなど、これまでの単独のサービスだけでは対応できない場合も今後増加することが想定されます。

地域が抱える福祉課題は多様化・複雑化していることから、地域のあり方や支援の方法も変化が求められます。

【目標】

地域に生活する人々が多様化・複雑化する課題を自ら把握し、解決する地域をつくるとともに、地域全体で見守り、地域を支える力の再構築を図ります。

また、差異や多様性を認め合う、共生社会の実現や、高齢者や障害者、児童の福祉、その他の福祉に関し、それぞれの分野が連携した取組を推進しつつ、市町村における包括的支援体制の整備のうち、単独の市町村では解決が難しく専門的なケアを必要とする方への支援などを通じ、地域福祉の向上につなげます。





(2) 地域福祉を担う人材づくり

【課題】

本県は、全国平均に比べ高齢化が早く進み、2025年には約3人に1人が、2040年には約2.4人に1人が65歳以上となることを見込まれており、福祉に対する一人ひとりのニーズは益々多様化することが予想されます。

生産年齢人口が減少する中で、福祉・介護サービスに従事する人材の確保が難しい状況となっています。

【目標】

福祉教育や外国人材の受入、資質向上につながる研修の実施などを通じて、多様なニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保・養成するとともに、定着できる体制を推進します。

また、地域住民も含め多様な主体が、専門的な知識や技術を活かして活動するNPOとの協働や、まちづくりや産業、農業など福祉以外の分野との連携などを通じて、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に関わる環境をつくることにより、地域への参加意識を高め、行動を促す“きっかけづくり”につなげます。

“人材等の活動促進”



(3) 地域福祉を支える基盤づくり

【課題】

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供者である事業者や施設を対象とする適切な実地検査の実施や、事業者自らが福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められています。

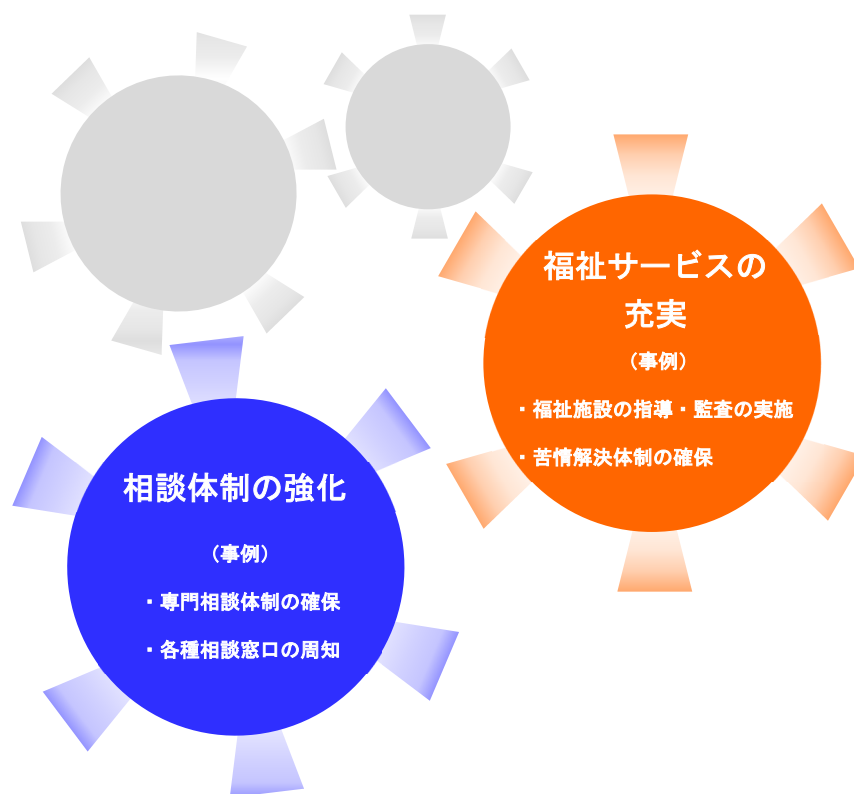
また、複合的な課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うためには、それぞれのニーズに応じた相談に対応できる環境づくりが求められています。

【目標】

利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、社会福祉法人・施設に対する指導・監査を行います。

また、日常の生活と地域全体の視点を持ちつつ、市町村・関係機関などと連携し、高齢者や障害者、児童生徒、外国人など誰でも気軽に相談できる体制を強化するとともに、各種相談窓口の周知を図ります。

基盤の充実・強化





3. 具体的な取組

施策の柱 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本的施策 ①高齢者福祉の推進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中

基本的施策 ②障害者福祉の推進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中



基本的施策 ③児童福祉の推進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中

基本的施策 ④各福祉分野の連携等の推進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中



基本的施策 ⑤市町村における包括的支援体制の整備の推進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中

施策の柱 (2) 地域福祉を担う人材づくり

基本的施策 ①地域福祉の担い手の確保

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中



基本的施策 ②福祉人材の資質向上

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中

基本的施策 ③多様な主体の活動促進

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中



施策の柱 (3) 地域福祉を支える基盤づくり

基本的施策 ①利用者本位の福祉サービスの充実

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中

基本的施策 ②相談体制の強化

具体的な取組

- ア ●
- イ ●
- ウ ●
- エ ●
- オ ●

検討中



第5章 数値目標及び推進体制

1. 数値目標

『安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり』の構築を目指し、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするため、計画期間内に達成すべき目標として、数値目標を設定します。

指標	現況値	目標値 (2022(令和4)年度)	算出方法	出典等

検討中

2. 推進体制

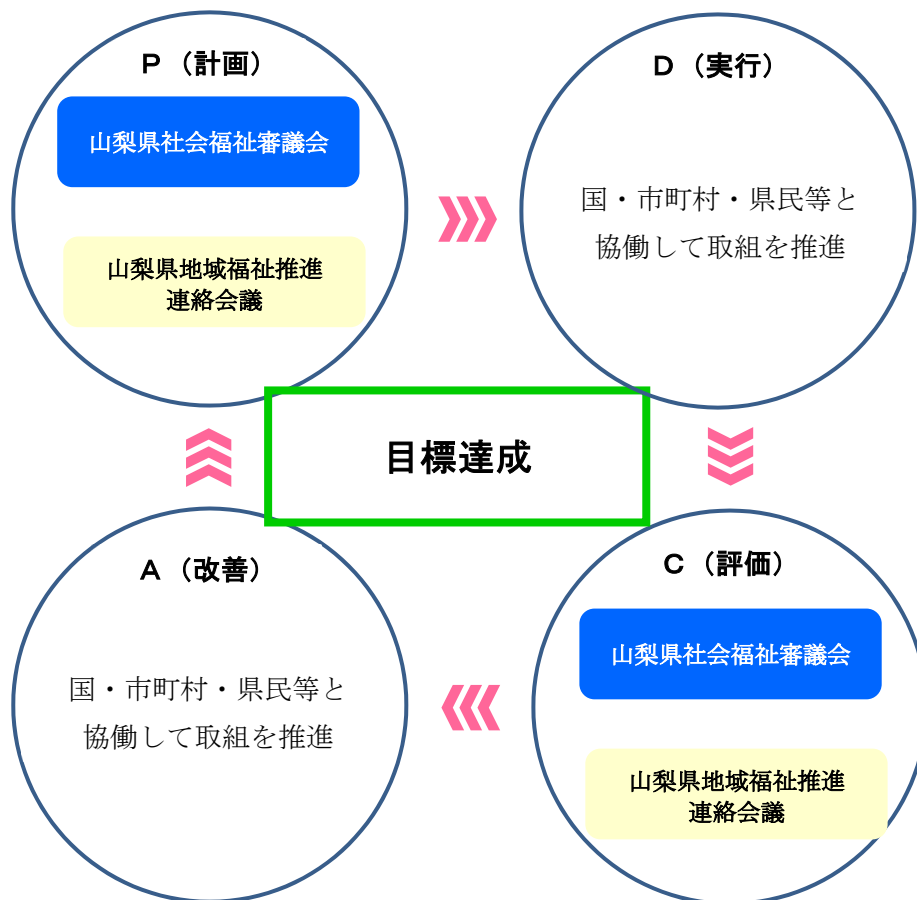
P D C Aサイクルを繰り返すことで、地域福祉の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高め、必要に応じて取組等を改善します。

○ 山梨県社会福祉審議会

学識経験者や福祉、医療、保健、教育などの幅広い分野における関係機関・団体で構成され、社会福祉に関する事項を調査審議することを目的に、社会福祉法第7条及び山梨県附属機関の設置に関する条例第3条に基づき設置した『山梨県社会福祉審議会』において、本計画の進捗状況や効果を検証しながら地域福祉を推進します。

○ 山梨県地域福祉推進連絡会議

地域福祉の推進に当たっては、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携が必要であることから、各部局等からなる山梨県地域福祉推進連絡会議で情報共有を図り、全庁的、部局横断的に地域福祉の取組を推進します。





参考資料 市町村地域福祉計画策定ガイドライン（山梨県）

平成 31 年 3 月 20 日通知

1. ガイドライン策定にあたっての考え方

2018（平成 30）年 4 月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、「地域住民等」（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としています。

また、国では、従来の「地域福祉の推進」の理念に加え、「地域共生社会」の実現を目指すという観点から、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（2017（平成 29）年 12 月厚生労働省社会・援護局長等通知）により、地域福祉計画の策定ガイドラインの中で新たに地域福祉計画に盛り込むべき事項を示しました。

○ 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は、

次の5つの項目を満たすことが、社会福祉法上の計画として認められます。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 包括的な支援体制の整備に関する事項

※下線が追加項目

県では、市町村がこの通知を踏まえた地域福祉計画の策定に積極的に取り組んでいただくことを目的に、計画策定時の基本的な留意事項や策定手順を示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を 2019（平成 31）年 3 月策定しました。

市町村においては、地域福祉計画の策定にあたり関連する計画との整合性を図るとともに、関係部局と連携しながら幅広い視点で横断的に検討することが必要です。

2. 計画の基本的な事項

(1) 計画策定の趣旨

- ・計画策定の理由や必要性を記載します。
- ・社会福祉法に基づく同計画がある場合は、改定の基本的な考え方を記載します。（第何次という表現も可能です。）

(2) 計画の目的と役割

- ・根拠法令（社会福祉法）の規定と盛り込む事項、関連する他の計画との整合などについて記載します。

(3) 計画期間

- ・国の通知では、概ね5年として3年で見直すことが適当とされています。
- ・地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられるとされています。
- ・市町村の他の計画（総合計画や他の法定計画等）との整合性などから判断することとなります。

3. 現状と課題

目標や施策の展開の方向などを組み立てるために必要な各種調査データの分析を行う必要があります。

また、定量的な把握が可能な場合は、時系列変化や、全国・県全体又は近隣市町村との比較などを住民説明の観点から整理することとなります。

- ・住民アンケート、国の指定統計調査や県の届出調査などの市町村分データ等を活用することとなります。
- ・県の各所管課の調査データなどが想定されますが、公表データ以外は使用許可が必要な場合があります。

4. 基本理念と基本目標

計画の基本的な考え方である基本理念と、基本理念の実現に向けた施策展開の方向性を示す基本目標を記載します。

- ・住民に分かりやすい表現で記載します。
- ・各関連計画と整合性が図られる必要があります。



5. 施策の展開と事業の推進

基本目標を達成するための具体的な施策・事業を記載します。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）

《地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組》

○施策・事業例

- ・ 公共施設等を活用した居場所づくり
- ・ 高齢者等への買い物支援

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

《地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策）》

○施策・事業例

- ・ 地域包括ケアシステムの推進（在宅医療・介護連携の推進など）
- ・ 認知症対策事業
- ・ 障害者差別解消推進事業
- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 地域子ども・子育て支援
（地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問、利用者支援など）
- ・ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児への適切な支援のための関係機関の連携
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 産前産後ケアセンター（宿泊型産後ケア事業）との連携

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

《既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、支援関係機関間の連携体制の整備等）》

○施策・事業例

- ・ひきこもりサポーター養成・派遣事業
- ・市町村社会福祉協議会との連携

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

《生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能等）》

○施策・事業例

- ・生活困窮者の自立相談支援における関係機関との連携
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、居場所の提供
- ・地域包括支援センターにおける関係機関との連携



オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

《利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的・多機能型のサービスを提供することや、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等》

○施策・事業例

- ・ 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を推進
- ・ 障害福祉サービスと介護保険サービスの垣根を超えた共生型サービスの充実
- ・ 農福連携の推進
- ・ こころの発達総合支援センターとの連携
- ・ ユニバーサルデザインの推進
- ・ 高齢者運動等通い場設置
- ・ 認知症カフェ設置
- ・ 認知症地域支援推進員
- ・ 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を推進

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

《生活困窮者、高齢者、障害者、子育て中の家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開する事項》

○施策・事業例

- ・ 県居住支援協議会構成団体との連携
- ・ 庁内関係部署との連携による生活困窮者への居住支援

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

《生活困窮者、高齢者、障害者、子育て中の者等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方》

○施策・事業例

- ・生活困窮者への就労支援におけるハローワークと連携
- ・関係機関との連携による障害者の就業面及び生活面の一体的な支援

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

《自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、一体的に実施することが望ましい事項》

○施策・事業例

- ・ゲートキーパーの養成
- ・地域における声かけ、見守り、相談体制の充実

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

《認知症や障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないが判断能力に不安があり金銭管理が必要な者等への支援の在り方》

○施策・事業例

- ・権利擁護制度利用相談体制の整備
- ・市民後見人の養成
- ・高齢者消費者被害防止見守りネットワーク



コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

《虐待への統一的な対応の在り方、家庭内で虐待を行った者を養護者又は保護者として支援することや、虐待への予防策の在り方》

○施策・事業例

- ・虐待防止ネットワーク事業
- ・高齢者虐待防止対策
- ・虐待防止のための講演会や研修会の開催
- ・関係機関との連携協力体制の整備

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

《再犯防止法の成立を踏まえ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービスと支援等を提供し、かつ、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項》

○施策・事業例

- ・矯正施設出所者等に対する保健医療、福祉等総合的な支援
- ・福祉支援のための地域生活定着支援センターとの連携

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

《課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれる地域の拠点の整備》

○施策・事業例

- ・「集いの場」等地域活動拠点整備（サロン、コミュニティカフェ、体操教室など）
- ・交流の場づくりの推進

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
《高齢者、障害者、子ども・子育て等各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理》

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
《公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組》

○施策・事業例

- ・共同募金運動を通じた地域福祉推進事業
- ・ふるさと納税を活用した子どもの貧困対策事業

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
《地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制》

○施策・事業例

- ・障害者の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等の整備

タ 全庁的な体制整備

《地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備》

○施策・事業例

- ・福祉、保健、医療に関する庁内連絡会議の設置



(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
 - ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
 - ・民生委員・児童委員、町内会、宅配事業者、コンビニエンスストア等幅広い分野の協力による見守りネットワークの拡大

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 社会福祉を目的とする多様なサービスの新興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
 - ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
 - ・住民等の交流会、勉強会等の開催

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

(5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合に記載します。

- ※ 法第106条の3第1項において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとされています。

(6) その他

地域福祉を推進する中心的な団体である市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化などを盛り込むことが考えられます。



6. 計画策定の体制と過程

(1) 市町村行政内部の計画策定体制

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、福祉分野その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されることが必要です。

そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した検討会の開催、部局横断した職員によるプロジェクトチームの立ち上げも有効な手法と考えられます。

また、市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本です。

とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれます。

(2) 地域福祉計画策定委員会

地域福祉の積極的な推進を担う住民等の自主的な努力について、側面から援助する役割が必要です。市町村は、住民等への一斉広報に加え、「住民に身近な圏域」ごとに住民間等の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（地域福祉推進役）を見いだし、住民等に対して地域福祉活動への参加を促すことが重要です。

計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当課に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員児童委員、市町村職員等が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他の関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当です。

その対象としては、例えば次のような者が考えられます。

- ・地域住民
- ・当事者団体
- ・自治会・町内会
- ・一般企業、商店街
- ・民生委員・児童委員
- ・ボランティア、ボランティア団体
- ・特定非営利活動法人（NPO）
- ・住民参加型在宅サービス団体
- ・農業協同組合、消費生活協同組合
- ・社会福祉法人、社会福祉協議会
- ・保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）
- ・福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等） 等

地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公開することが必要です。

地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が多くなることも想定されますが、一方で委員会の議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められます。そのため、委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられます。

(3) 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、本ガイドラインを勘案しつつ、住民等の主体的参加を実現するための交流会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、策定方針には、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させることが必要です。

(4) 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、ニーズ調査、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があります。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいですが、地域福祉を推進する施策の中で数値化が難しい質的な目標設定がなされる場合でも、具体的な目標設定に留意する必要があります。

(5) 地域福祉計画策定の手順

地域生活課題をきめ細かに発見することや、課題を解決する方策を見いだし実行することは、地域社会でのみ可能です。そのために、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、地域住民等に伝えることが重要です。

地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要です。例えば、地域の実情や必要に応じて、外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられます。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者への円滑な情報伝達に配慮する必要があります。

地域生活課題に対する地域住民等の関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることになり、地域住民等が、地域社会における多くの課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていきます。



(6) 地区単位の計画策定、広域による取組

地域福祉を推進するに当たり、管内に住民の生活に即した地区を設定し、住民が主体的に地区ごとに計画を策定することができるよう、支援することも求められています。

地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要があります。

(7) 評価及び公表

市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検するため、「計画評価委員会」のような計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定から評価の手法を明らかにする必要があります。

計画は、策定後速やかにその内容を公表し、県へ提出します。